

大洲市中小企業等応援給付金 Q&A 【返還】

R2.6.30 Q1) 市の給付金受給後に、事業収入が前年同月比50%以上減となり国の「持続化給付金」や県の「えひめ版創業者持続化緊急給付金」の支給を受けました。

国・県給付金の重複受給時は、市給付金は返還となります。よって、市にその旨を記載した「持続化給付金受給報告書（様式第4号）」を提出し、すでに受給している市給付金があれば返還をしてください。